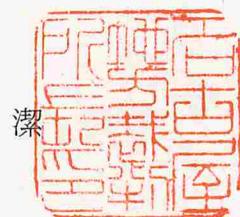


名地裁総第1006号

令和2年10月12日

山中理司様

名古屋地方裁判所長 拝 貲



司法行政文書不開示通知書

令和2年8月14日付け（同月17日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

名古屋簡裁事務官星野佳彦（令和2年8月4日懲戒免職）に対する懲戒処分書、処分説明書及び被処分者の受領書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法第5条第1号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（担当）総務課 電話052（203）9802